

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月13日

目黒区長 青 木 英 二

債務負担行為対象案件	
件名(工事名)	旧目黒区めぐろ学校サポートセンター増築等工事に伴う工事監理等業務委託
業種	建築設計
発注方法(単体JV区分)	単体
履行場所	目黒区中目黒三丁目6番10号
履行期間	契約締結日から令和10年12月15日まで
予定価格	非公表
契約方法	条件付き一般競争入札
概要	規模構造:既存棟 鉄筋コンクリート造 地上4階建 増築棟 鉄骨造 地上3階建 敷地面積:7,562.21㎡ 延床面積:既存棟 5,455.00㎡ 増築棟 1,973.31㎡ 上記の建築工事、電気設備工事、機械設備工事の工事監理等業務を行う。
最低入札参加者数	1者
入札執行回数	1回の入札で落札者が決定しない場合3回まで行う。
入札参加資格要件	入札参加申し込み時に、以下の事項の全ての要件を満たしていること。
	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
	(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
	(3) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準(平成2年4月1日付け目総契第740号決定)に定める措置要件に該当しないこと。
	(4) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年7月28日付け目総契第4070号決定)に定める措置要件に該当しないこと。
	(5) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、本店所在地又は代理人所在地を東京都内で登録していること。
	(6) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「目黒区」、申請業種として【11:建築設計】、得意分野【建築設計監理】を登録していること。
	(7) 発注業種の共同格付の順位格付が付されていること。
	(8) 別添「必要とする業務実績」記載の要件を満たすこと。
申込方法	電子調達サービスによる。
入札参加希望申込期間	令和8年7月13日(月)から 令和8年7月27日(月)10時まで
入札参加資格の決定	入札参加資格の審査結果は、令和8年7月29日(水)に適否を電子調達サービスによって通知する。
設計図書等の配付及び返却	設計図書等はCD(コンパクトディスク)に記録したものまたは紙図面(以下CD等)を、入札参加者へ貸与するものとし、令和8年7月29日(水)以降に宅配便(着払い)にて配付する。 なお、貸与したCD等は、会社名を明記した上で、入札締切日以降に必ず契約課へ返却すること。(郵送可) また、CD等からコンピュータ内に一時保存したデータは、必ず消去すること。また、いかなる理由をもって他に流出、漏洩、転用することを禁じる。

質問の方法	設計図書等に対する質問がある場合は、電子調達サービスにて提出すること。
質問受付期間	入札参加資格確認通知受領の日から令和8年8月18日(火)10時までとする。
回答の方法	質問に対する回答書は、電子調達サービスにて供覧する。
回答供覧期間	令和8年8月21日(金)10時から入札期限まで
入札方法	電子調達サービスによる。
入札期限(1回目)	令和8年9月3日(木)10時まで
開札日時(1回目)	令和8年9月3日(木)10時
開札場所	電子調達サービス
再入札について	再入札を行う場合には、1回目の開札後直ちに再度入札通知書をメールにて送信しますので、ご注意ください。 入札・開札予定　2回目／同日13時　3回目／同日15時
落札者の決定及び通知	落札者には電子調達サービスを通じて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に建設工事等競争入札参加資格審査受付票と落札決定通知書の写しを持って総務部契約課契約係(目黒区総合庁舎本館4階)に来庁すること。 また、落札者は以下のものを提出すること。 ・建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面(様式は任意のものでも可とする。ただし、双方の押印欄は不要。)
最低制限価格	設定する。(予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内。)
入札保証金	免除する。
契約保証金	要する。
前払金	あり。(30%以下、上限なし、10万円未満端数切捨て)
契約条項を示す場所	目黒区総務部契約課契約係
その他(留意事項)	(1) 入札参加有資格者が、入札までに前記入札参加資格要件(1)から(4)までのいずれかを満たさなくなったときは入札に参加できない。
	(2) 落札者が、契約までに前記入札参加資格要件(1)から(4)までのいずれかを満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
	(3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。その旨は、別途適宜の方法を用いて通知する。
	(4) 入札にあたっては、別添「競争入札参加者心得【電子調達案件用】」を遵守すること。
	(5) 入札経過調書の公表は、開札日時以降とする。
	(6) 本件に係る契約は、「旧目黒区めぐろ学校サポートセンター増築等工事」の契約についての議会(令和8年第3回定例会)の議決を得ることができない場合は、効力を失います。あらかじめ承諾の上入札にご参加ください。